

中学3年生までのお子様がいる保護者の方へ

平成24年10月から乳幼児等医療費助成制度が変わります

平成24年10月1日から美波町独自の取り組みとしまして、子育て支援を目的に乳幼児等医療費助成対象年齢を中学校卒業(3月31日)まで拡大します。



〈改正内容〉

	これまでの制度	平成24年10月から
制度名	乳幼児等医療費助成制度	子どもはぐくみ 医療費助成制度
助成対象年齢	通院 小学校終了まで 入院 小学校終了まで	通院 中学校 終了まで 入院 中学校 終了まで
受給者証の発行	① 0～3歳未満(アイボリー色) ② 3～6歳未満(アイボリー色) ③ 6歳児～小学3年生(アイボリー色) ④ 小学4年生～小学校修了(アイボリー色)	① 0～3歳未満(アイボリー色) ② 3～6歳未満(アイボリー色) ③ 6歳児～小学6年生終了(アイボリー色) ④ 中学1年生～中学3年生修了(水色)
自己負担額	通院 ・3歳未満一部負担金なし ・3歳～小学校修了まで 1ヶ月1医療機関あたり600円 入院 ・6歳児未満一部負担金なし ・6歳～小学校修了まで 1ヶ月1医療機関あたり600円	通院 ・3歳未満一部負担金なし ・3歳～ 中学校 修了まで 1ヶ月1医療機関あたり600円 入院 ・6歳児未満一部負担金なし ・6歳～ 中学校 修了まで 1ヶ月1医療機関あたり600円

※入院時での食事代などの保険適用外分は対象外です。

※徳島県外の医療機関及び接骨院での受診は、受給者証が使えないので、いったん窓口で自己負担分を支払い、領収書・印鑑を持参して役場に申請していただくと、後日払い戻します。

【お問い合わせ先】 美波町役場 保健福祉課 ☎77-3614
由岐支所 住民室 ☎78-2212

平成24年10月1日から障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)が施行されることとなりました。

家庭や施設、勤務先などで、障害者への虐待を発見した人や虐待が疑われる場合は、役場へ通報することが義務付けられました。

障害者の虐待に関わるご相談や通報、届出は下記までご連絡ください。

※通報者の秘密は守られ、通報者が施設従事者や職場の同僚らの場合は、解雇などの不利益な扱いを受けないうよう保護されます。

【お問い合わせ先】 美波町障害者虐待防止センター(役場保健福祉課内 地域包括支援センター)
☎0884-77-1171